



- P 2-5 議会だより
- P 6 参議院議員通常選挙結果／他
- P 7 飯伊消防技術大会が行われました／他
- P 8 7月 社会を明るくする運動月間／他
- P 9 国民健康保険加入者様へのお知らせ／他
- P 10-11 介護保険について
- P 12 保育所からのお知らせ／他
- P 13 残さず食べよう！ 30・10 運動／他
- P 14 杉っ子だより

[今月の表紙]

飯伊消防技術大会 小型ポンプ
操法の部へ出場したメンバー

[詳細は7ページ]

一般会計補正予算等 11議案について審議

6月10日に、6月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

◆片桐紳一郎議員

PFASについて

今年の2月に入つてから、PFASについてマスコミの報道が多くなってきている。PFASとは、発がん性が指摘される有機フッ素化合物で、全国の水道水などから検出されて問題となっている化學物質である。体内に蓄積すると健康に影響する可能性が指摘されている。

PFASには水や油をはじく効果があり熱にも強いことから、様々な製品に幅広く使われてきた。

2月2日の新聞報道によると、PFASを巡り、各地で問題となっている水の汚染について、22道府県が汚染源特定の調査を「すでに実施している」か「検討の意向がある」と回答している。一方、PFASの血中濃度を調べる自治体独自の検査を検討しているところはない。国が厳格化に

かじを切った水質管理では汚染源特定に5割近くが積極的な姿勢を見せたものの、国が消極的な健康影響の調査には多くが足踏みする現状が明らかになっている。

1. 根羽村におけるPFAS

の環境調査の実施状況について、過去に調査を行つたことはあるのか。もしあれば、その時期、場所、結果についてどうであったのか。

住民課長

根羽村におけるPFASの調査実施状況につ

いては、令和6年12月25日付、

長野県環境部長通達により、

抽出検査を実施。調査の概要

について、採水は令和7年2

月25日。採水場所は、茅野浄水

場の中の沢水源で採取、検査

結果は、PFOS等の検出は

なかつた。

2. 現在、根羽村においてP

FASに関する村民からの相

談や懸念の声は寄せられてい

るのか。また、周辺自治体に

おけるPFAS汚染の状況や

対策について、村として認識

していることはあるのか。

住民課長

今のところ、村民からの相談等は入っていない

い。周辺自治体の対策等について特に取り組んでいるといふ情報は入っていない。

3. 国や県のPFASに関する動向を踏まえ、根羽村として今後、PFASに関する環境調査を実施する予定はあるのか。もしあれば、その具体的な計画はどうなっているか。

PFOS及びPFOAの取り扱いについては国レベルで検討が行われ、PFOS及びPFOAの水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと等が挙げられ、令和8年4月1日からPFOS及びPFOAについて、水質基準項目となることから、國の方針に従い、年2回程度の検査の実施を計画する。基本的には1カ所での採水となるが、必要に応じ複数箇所の採水も検討する。

住民課長

水道水における

PFOS及びPFOAの取り

扱いについては国レベルで検

討が行われ、PFOS及びP

F OAの水質管理目標設定項

目から水質基準項目に見直す

こと等が挙げられ、令和8年

4月1日からPFOS及びP

F OAについて、水質基準項

目となることから、國の方針

に従い、年2回程度の検査の

実施を計画する。基本的には

1カ所での採水となるが、必

要に応じ複数箇所の採水も検

討する。

議員

水道水の検査は行う

ということだが、環境調査な

ので、水道水だけではなく、河

川とか地下水あるいは下水な

どの汚染状況等の調査はする

予定はないのか。

住民課長

県とも相談して

ころ考えていない状況。河川についても情報をおらいなが

いて、特別に取り組んでいるといふ情報は入っていない。

議員

国や県はなかなか重

い腰を上げないという現実が

ある。村民一人一人の健康に

関する中身があるので、でき

れば根羽が率先して環境調査

をやることも必要になつてく

る。水道だけの検査で本当に

安全かどうかは分からない。

色々な所から色々な物質が流

れ込んでいる。河川などでは

上流に色々な施設ができ、そ

れが流れてくる。あるいは下

水などでも色々ものが流れ

てくる。そういうところから

様々な調査をして住民の健

康を守るような環境調査を是非

行っていただきたい。

議員

が基準値を超えていたことが

確認された場合、村民への情

報提供はどのように行う予定

なのか。また、どのような対

策を講じることになるのか。

住民課長

仮に基準値を超えた場合、直ちに広報無線等

で村内に周知、また国や県の指導のもと対策を考えてい

く。

議員

国や県の相談という

関しては決まっていないといふ理解でよいか。

現在国では、暫定目標値を超えた場合でも水質改善は努力義務に留まっている。

県と相談した場合でも努力義務だから改善を行う必要はないという回答が来たら根羽村

では行わないのか。それとも

やはり、住民の安全安心を考

えて水質改善を行うことがで

きるよう何らかの対策をする

という意向はあるのか。

議員

そうした場合があれば、何らかの対策は当然必要

になると考える。また、それま

でに様々な情報を収集し検討

することになると思うが、現

在はどうこうするという段階

まで入つておらず、もう少し

情報を収集しながら検討した

議員

前向きに検討して住

民の安心安全を是非確保して

いただきたい。国や県はなか

なか重い腰を上げないので根

羽村が率先して腰を上げると

いうことも今後非常に大切に

なつてくる。



5. PFA-S除去に関する浄水器の設置について

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

あるのか?

住民課長 対応の浄水器の

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

がどの様に考えているか。
議員 結果を踏まえてといふことだが、ことが起ころからでは遅くなってしまう。そのようなことも予想されるのなら、今のうちから是非検討していただきたい。

2. 車両更新の空白時間に事故は起きるかもしれないという危機意識を認識しているか

伺う。

3. スマホとの連動も要望してあり検討すると答弁を頂いているが経過をお聞きする。

教育長 子どもたちの安心

安全部は学校教育の一番の基本

であり、大事に考えている。現

在運行している代車のハイ

エースについては、當時は小

学生2年生の児童が1名、7年

生の生徒が1名の計2名が利

用している。他に児童が1名、

8年生生徒1名が利用する時

もある。代車へのセンサー設

置も検討したが、センサー設

置の義務化対象は園児である

こと、さらに対象児童生徒の

学齢が高いこと、欠席の場合

はドライバーに直接電話連絡

し、人数把握ができること、安

全確認として乗降チケット

シートに記載し見回りを行う

こと、乗降の確認をしている

こと等によって、所在確認を

慎重に実施している。今後も

安全に十分留意して運行がで

きるようにしたい。スマホの

はできるか。

対応は、大変大事な御指摘かと思つ。関係機関と調整し、実現するように努めていく。

議員 私が何故このような

質問をしたかと申しますと、

冒頭申しました様に、令和5

年12月に前教育長に一般質問をしておりますが、その後の経過の説明が全くないまま今日に至っております。その後の人事異動で現在に至つておりますが、過去の案件が引き継がれているか確認したかったからに他なりません。

人事異動の度に過去の案件がリセットされでは困りますので、質問させていただきました。今の答弁によると、今後も引き続き検討していくことだと感じたので、是非とも早い時期に結果を出して頂きたい。また、検討した結果を必ず報告されるよう強く希望します。

3. 林道を公道として管理運営するかどうかは曖昧な部分があるかと思いますが、税の減免の対象にするものではないと今現在では理解している。

概に高いとは言い切れない部分もあるため、固定資産税の減免の対象にするものではないと今現在では理解している。

2. 嘱託登記について国土調査、地籍調査は一度行えば調査済みとされ継続的事業ではないので、結局経年により現況に合わない状況が今日あります。現況と一致させることができますが、地籍調査事業に変わるものがないため嘱託による分筆、合筆登記は可能なのかどうか

村長 林道については、先程

も申し上げたとおり、特に限られた受益者の用に供する

か。

3. 林道を公道として管理運営するかどうかは曖昧な部分があるかと思いますが、税の減免の対象にするものではないと今現在では理解している。

不公平感をお持ちの方が少なからずいることにどのような説明ができますか。又こうした状況を共有理解して上部機関に働き掛けをして頂ける

か。

4. 林道については、先程

も申し上げたとおり、特に限られた受益者の用に供する

か。

5. PFA-S除去に関する浄水器の設置について

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

あるのか?

住民課長 対応の浄水器の

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

がどの様に考えているか。

議員 結果を踏まえてといふことだが、ことが起ころからでは遅くなってしまう。そのようなことも予想されるのなら、今のうちから是非検討していただきたい。

2. 車両更新の空白時間に事

故は起きるかもしれないとい

う危機意識を認識しているか

伺う。

3. スマホとの連動も要望し

てあり検討すると答弁を頂いているが経過をお聞きする。

教育長 子どもたちの安心

安全部は学校教育の一番の基本

であり、大事に考えている。現

在運行している代車のハイ

エースについては、當時は小

学生2年生の児童が1名、7年

生の生徒が1名の計2名が利

用している。他に児童が1名、

8年生生徒1名が利用する時

もある。代車へのセンサー設

置も検討したが、センサー設

置の義務化対象は園児である

こと、さらに対象児童生徒の

学齢が高いこと、欠席の場合

はドライバーに直接電話連絡

し、人数把握ができること、安

全確認として乗降チケット

シートに記載し見回りを行う

こと、乗降の確認をしている

こと等によって、所在確認を

慎重に実施している。今後も

安全に十分留意して運行がで

きないようにしたい。スマ

ホの

はできるか。

対応は、大変大事な御指摘かと思つ。関係機関と調整し、実現するように努めていく。

議員 私が何故このよう

な質問をしたかと申しますと、

冒頭申しました様に、令和5

年12月に前教育長に一般質問

をしておりますが、その後の

経過の説明が全くないまま今

日になりました。その後

の人事異動で現在に至つて

おりますが、過去の案件が引

き継がれているか確認した

かかったからに他なりません。

人事異動の度に過去の案件が

リセットされでは困りますの

で、質問させていただきまし

た。今の答弁によると、今後

も引き続き検討していくだ

けだと感じたので、是非とも

早い時期に結果を出して頂き

たい。また、検討した結果を必

ず報告されるよう強く希望しま

す。事故があつてから設備の

不備を指摘されることのない

よう万全の体制で安全基準を

クリアするよう強く要望しま

す。

3. 林道を公道として管理運

営するかどうかは曖昧な部分

があるかと思いますが、税の

減免の対象にするものでは

ないと今現在では理解してい

ます。

2. 嘱託登記について国土調

査、地籍調査は一度行えば調

査済みとされ継続的事業では

ないもので、結局経年により現

況に合わない状況が今日であ

り、現況と一致させることができますが、地籍調査事業に変わるものがないため嘱託による分筆、合筆登記は可能なかどうか

か。

4. 林道については、先程

も申し上げたとおり、特に限

られた受益者の用に供する

か。

5. PFA-S除去に関する浄水器の設置について

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

あるのか?

住民課長 対応の浄水器の

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

がどの様に考えているか。

議員 結果を踏まえてといふこと等によつて、所在確認を

慎重に実施している。今後も

安全に十分留意して運行がで

きないようにしたい。スマ

ホの

はできるか。

対応は、大変大事な御指摘かと思つ。関係機関と調整し、実現するように努めていく。

議員 私が何故このよう

な質問をしたかと申しますと、

冒頭申しました様に、令和5

年12月に前教育長に一般質問

をしておりますが、その後の

経過の説明が全くないまま今

日になりました。その後

の人事異動で現在に至つて

おりますが、過去の案件が引

き継がれているか確認した

かかったからに他なりません。

人事異動の度に過去の案件が

リセットされでは困りますの

で、質問させていただきまし

た。今の答弁によると、今後

も引き続き検討していくだ

けだと感じたので、是非とも

早い時期に結果を出して頂き

たい。また、検討した結果を必

ず報告されるよう強く希望しま

す。事故があつてから設備の

不備を指摘されることのない

よう万全の体制で安全基準を

クリアするよう強く要望しま

す。

3. 林道を公道として管理運

営するかどうかは曖昧な部分

があるかと思いますが、税の

減免の対象にするものでは

ないと今現在では理解してい

ます。

2. 嘱託登記について国土調

査、地籍調査は一度行えば調

査済みとされ継続的事業では

ないもので、結局経年により現

況に合わない状況が今日であ

り、現況と一致させることができますが、地籍調査事業に変わるものがないため嘱託による分筆、合筆登記は可能なかどうか

か。

4. 林道については、先程

も申し上げたとおり、特に限

られた受益者の用に供する

か。

5. PFA-S除去に関する浄水器の設置について

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

あるのか?

住民課長 対応の浄水器の

補助制度については、今のところ検討はしていないが、水质調査結果等を踏まえ必要とされる状況となれば、補助制度を検討していきたい。

がどの様に考えているか。

議員 結果を踏まえてといふこと等によつて、所在確認を

慎重に実施している。今後も

安全に十分留意して運行がで

きないようにしたい。スマ

ホの

はできるか。

対応は、大変大事な御指摘かと思つ。関係機関と調整し、実現するように努めていく。

議員 私が何故このよう

な質問をしたかと申しますと、

冒頭申しました様に、令和5

年12月に前教育長に一般質問

をしておりますが、その後の

経過の説明が全くないまま今

日になりました。その後

の人事異動で現在に至つて

おりますが、過去の案件が引

き継がれているか確認した

かかったからに他なりません。

人事異動の度に過去の案件が

リセットされでは困りますの

で、質問させていただきまし

た。今の答弁によると、今後

も引き続き検討していくだ

けだと感じたので、是非とも

早い時期に結果を出して頂き

たい。また、検討した結果を必

ず報告されるよう強く希望しま

す。事故があつてから設備の

不備を指摘されることのない

よう万全の体制で安全基準を

クリアするよう強く要望しま

す。

3. 林道を公道として管理運

営するかどうかは曖昧な部分

があるかと思いますが、税の

減免の対象にするものでは

ないと今現在では理解してい

ます。

2. 嘱託登記について国土調

査、地籍調査は一度行えば調

査済みとされ継続的事業では

ないもので、結局経年により現

況に合わない状況が今日であ

り、現況と一致させることができますが、地籍調査事業に変わるものがないため嘱託による分筆、合筆登記は可能なかどうか

か。

4. 林道については、先程

も申し上げたとおり、特に限

られた受益者の用に供する

地区再編について

このところの区長会でも遅ればせながらこの問題を取り上げられることは有難いと思つておりますが、今更ながら村長の行政の長としての認識を伺いたい。

1. 自治、自治体とはどう考える、理解されているか。

村長 自治とは、文字どおり自分たちで自分たちのことを決め、それぞれの課題の解決や、それぞれのルールづくり、またそれぞれの組織の運営を自分たちで自主的に行つていくというのが大前提であり、自治と捉えている。一方、自治体については、いわゆる自治体というのは地方自治体といふ解釈になり、県や市町村などの地方公共団体や、あるいは大きなところの特別区、また財産区等もそうだが、特別地方公共団体がある。自治体は基本的に地域住民の福祉の向上、公共等の事務の処理、地方議会の運営などの権限を持つ法人格のある団体であり、それを自治体と解釈している。いずれにしても、自治と自治体は一体的に動いていくものと理解する。地域づくりの振興は常に住民の皆さんであるし、これは住民の皆さんが自發的、意欲的、自律的、実践

的な取り組みができることが非常に重要であると思つております。

教育の充実と社会教育の充実との連携、それが非常に要になると思っている。学びを文化として継続的に行つて、学んだことを単なる知識としてではなく、それを生きるためにどう知恵として使つてい

くか、それを考えて実行することが非常に重要であると考

えていたと理解している。さら

に、昭和55年、当時24区であつたが、昭和55年からは23区で編成されてきたと記録が残っている。区への呼称変更については、昭和63年の1月から、組長から区長に変更となつたという記録も残っている。

教育長

根羽の公民館は現在、分館という位置づけで23

館あるということで、条例上

は24館あり、榎の公民館が条

例上存在しているが、建物が

ない。そして、行政公民館とし

て中央公民館があり、館長と

主事がいる。公民館は、地元の

方の自主性、自発性を促して、

地区的のさまざまな暮らしに根

付いた行事や環境整備、困り

ごと等にかかわってもらつて

いる。それぞれの主体的な活

動をしており、支援等してい

きたい。

3. 先般の区長会では地区再

編について西洞（月瀬区）で

月瀬村が合併したという歴史

がある。その後、資料を見る

と、明治34年には田島・新井組

が行政主導でこの地区再編を行つもりはないかどうか伺います。

村長

地区再編については、人口減少や高齢化が進んでい

く中で、これまで意見をお聞きするケースがあつた。令

和5年12月の区長会で、村か

ら各地区にお願いする役につ

いての意見が出された。これ

を受け、令和6年1月の区長

会では、区の合併についての

意向をお聞きし、回答があつ

たのが7地区で、その中で合

併を希望する区は一つという

結果であった。村では合併に

関する調査に合わせて、各区

から出された意見について検

討し、令和7年から役を減ら

した経過もある。また、6年12

月の区長会で区の合併を進め

ていきたいという具体的な意

見が出された地区があり、今

年に入つてから関係する区長

さんの協議に総務課長が出席

し、必要に応じて区長さんか

らの意見を聞いたり、村の状

況についても説明をさせてい

ただいたという状況。また、区

の再編の行政主導ということ

についている。また、合併等を

てもらい検討をさせていただ

く。

4. 地区再編5区を推薦し、その意義を唱え時代に対応す

る。

根羽村の将来を描き、学び

と主権者教育を率先すべきと

思うが如何か伺います。

村長

全体を5区にするとい

う意向が地元から出してくれ

ば、検討も当然あるかと思

うが、行政の方で主導してい

くというのは、今の段階では

そこが活動できる、そういう

結果が得られるべきになる。

そこがしっかりと活動しながら、それが今までいいの

か、もっと大きい方がいいの

か、住民の皆さん意見を伺

いながら検討していきたい。

今後課題としてとらえていきたい。

として残せないか

文化財保護と旧庁舎を文化財

として残せないか

1. 旧庁舎を文化財とし耐震

化して歴史史料館、自治会館、

議員控室、知恵を出し合う知

の拠点（学びの村づくりの拠点）として再生利活用する気

持ちはないか伺います。

村長 昭和56年の耐震基準

改正により、地震によつて安

全に使えるかどうかを見極め



る必要があるとされ、旧庁舎についても耐震診断を行い、結果

報告は既にしてあるが、結果として、横方向の揺れに対しても全く耐震がないという結果であった。縦方向についても補強が必要との結果が出された。また、これを耐震基準に基づいて改修するとした場合、平成25年当時で2億5,000万円程度の耐震工事費が必要で、これ以外に建物の入り口に段差や、一番大事な建物の基礎部分の改修も必要であるということで、相当の費用が必要であるとの調査結果が出された。旧庁舎の再利用について、耐震工事に多額の費用が必要で、投資効果が非常に少ないという結論から、常に少ないと考えた。村民の皆さんにも説明をさせていただいたが、耐震化をして利用するには非常に難しい状況にある。旧庁舎の耐震化とは別の問題で、現在の資料館については、本来の機能が發揮できていないのが現状であると理解しており、特に資料の整理や保存、社会教育的な活用施設として機能を持つたものの、これは再整備、新たな整備は必要であると考えている。資料館と合わせて社会教育的な活用施設は、具

体的に整備をする必要があると考えている。

◆本年は昭和100年、根羽村政150年（旧月瀬村と合併）を記念の年であり広報ねば、公民館報、復刻版

根羽村誌に歴史年表等を追補して刊行やふるさと教育の一環としての子供たちを含む村民に親しまれるような副読本を刊行しては如何か伺います。

村長 今のがんばり

ねばについては、紙ベースで役場では一応保管をしているが、アーカイブ化していくことで全村民という多くの人にもう一回見てもらうことが可能になつてくるのでそういう部分は必要であると考える。根羽村の村史は平成5年3月に刊行されたものであり、相当年数がたつてている。この間の出来事、経過、村でも大きくさまざまな変化があり、歴史的な事実も経過してきたおり、この歴史的な史実として、現在までの記録が必要な時期に来ているのではないかと考えており、ふるさと探訪シリーズ等と副読本の形といふような話もあつたが、そういったものを含めて、この間の根羽村の歴史を史実として残していくものについても皆さんの意見をお聞きしながら進めていきたい。

議員 村長公約の第一にあ

る「村民と一緒になつて考える村づくり」実践いただきました。

報告事項

◆令和7年度根羽村介護保険特別会計補正予算(第1号)

ねばねの里「なごみ」返納金3004万8千円を追加し、総額2億4846万6千円となりました。

条例

◆令和6年度根羽村一般会計繰越明許費繰越計算書について

◆根羽村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◆根羽村営バス特別会計条例の制定及び改正がされました。

◆根羽村特別会計条例の制定について

介護サービス特別会計設置に伴う条例の見直しによる

◆根羽村営バス特別会計条例を廃止する条例の制定について

根羽村特別会計条例の制定による

◆根羽村地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

根羽村特別会計条例の制定による

補正予算

◆令和7年度根羽村一般会計補正予算(第2号)

財務会計システム改修費238万8千円等を追加し、総額24億7433万6千円となりました。

その他

◆村長において専決処分できる事項の承認を求めるについて

◆「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願

—採択—

◆損害賠償について承認されました。

◆財産の取得について

給水車整備事業について議決されました。

参議院議員
通常選挙結果

7月20日に執行されました。
投票率は76.60%でした。
なお、投開票結果は次のとおりです。

投票結果

	当日の有権者	期日前投票者	不在者投票者	投票所投票者	投票者計	棄権者	投票率
男	359	214	1	58	273	86	76.04%
女	342	212	0	52	264	78	77.19%
計	701	426	1	110	537	164	76.60%

開票結果

長野県選出議員

候補者名	得票数
加藤英明	7
山田ゆうじ	29
藤田ひかる	208
竹下ひろよし	78
羽田次郎	204
無効	11
計	537

比例代表（名簿登録者の得票数も政党の得票数に含まれます）

(届出順)

政党名	得票数	政党名	得票数
日本共産党	7	社会民主党	9
日本維新の会	10	れいわ新選組	40
無所属連合	3	日本改革党	0
日本保守党	15	自由民主党	199
立憲民主党	77.617	再生の道	0
参政党	45	公明党	74
国民民主党	27.383	NHK党	1
チームみらい	13	無効	14
日本誠真会	2	計	537

令和7年国勢調査を実施します

国勢調査2025

- 国勢調査は、令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
- 9月下旬頃から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。
- 調査票は調査員にお渡しいただくか、スマホやパソコンから、かんたん便利なインターネットで回答できます。（郵送も可能です）。
- スマホからの回答は、QRコードを読み取ることで簡単にログインできます。IDやパスワード（アクセスキー）の入力は不要です。
- 国勢調査の結果は、国や地方公共団体だけではなく子育て支援への利用、防災対策への利用、企業等での利用など、わたしたちの身近な暮らしに使われています。

インターネット回答期間

9/20 土 → 10/8 水

調査票(紙)での回答期間

10/1 水 → 10/8 水

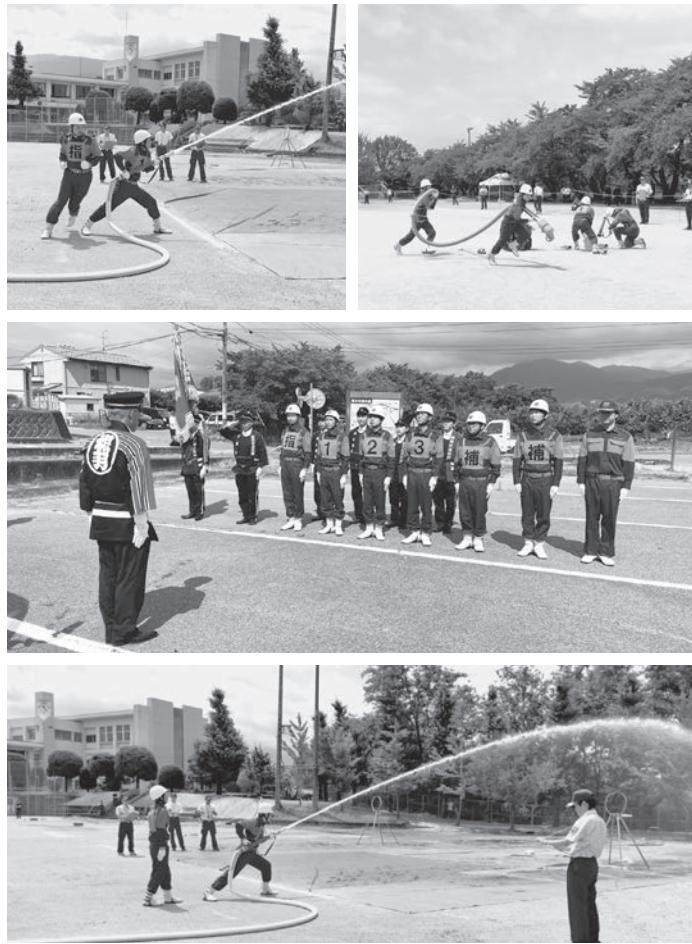
- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を保護するための守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。不審に思った際には、速やかに役場総務課にお知らせください。

国勢調査については、「国勢調査2025キャンペーンサイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

総務省・長野県・根羽村





6月22日（日）喬木中学校グラウンドで飯伊消防技術大会が開催されました。村は小型ポンプ操法の部に出場し、消防技術の向上を目的とし、日頃からの訓練の成果の発表を行いました。

当日は猛暑の中でしたが、団員同士の息の合った操法が見られました。選手はもちろん、ご家族をはじめ、選手たちを支えていたいた全ての皆様に感謝申しあげます。お疲れ様でした。

選手名簿

主 将 :	安藤 清隆
指揮者 :	遠藤 栄一
1番員 :	原田 秀幸
2番員 :	片山 直樹
3番員 :	木村 勇太
補欠 :	寺島 峻介
補欠:	小笠原鉄朗

第73回 結婚記念植樹祭

第73回結婚記念植樹祭・令和7年度根羽村植樹祭が6月7日にネバーランド周辺で盛大に開催されました。

新婚者は1組、銀婚者2組、金婚者1組の方々をはじめ、村外からも地域振興局林務課、川上村、大桑村、愛知県安城市、明治用水土地改良区の皆さんをはじめ多くの方に参加いただき、村内参加者と併せて約100名で安城市から贈呈していただいた苗木を含む200本のミツバツツジを植樹しました。

今年も晴天に恵まれ、たくさんの方の参加により、環境保全の大切さや森林づくりへの想いを新たに、植樹祭を楽しみました。



7月 社会を明るくする運動月間



木の香りを感じる生キャラメルを mozoワンダーシティでプレゼント



LEAFプログラム

法務省が主唱している「社会を明るくする運動」が全国で展開されています。この運動は7月を強調月間として、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える地域づくりと明るい社会を築いていくための運動です。

根羽村では、6月24日に保護司の片桐俊夫さんから推進委員長代理の小木曾副村長に内閣総理大臣メッセージの伝達式を行いました。

また、7月1日には根羽村推進委員会（保護司、更生保護女性会、村議会議員）の皆さん、根羽学園長であります。同日の根羽学園校長講話では片桐保護司から子供たちに向け本運動についての講演が行われました。



このキャラメルは2023年当時の根羽村の9年生が特産品づくりに挑戦し、香木に着目して愛知県のシェフと共に開発しました。名古屋市の商業施設「mozoワンダーシティ」では、商業施設としてサステナブルなライフスタイルを提供すべく、毎回新たな社会問題をピックアップし、それらの問題に触れるソーシャルアクションの連載企画「mozo action」を開催しています。

その一環として、生態系サービスを支える3つの川に焦点を当て、これらの水を守るために、源流域の里山保全活動「mozoの、生命が溢れる森創り」をスタートしました。

源流の1つである矢作川をテーマとしたアクションに根羽村として共創し、森林資源の魅力発信と付加価値向上のための活動を行っています。

森を守り、親しみ、使っていく、持続可能な暮らしを矢作川流域で創造していきましょう。

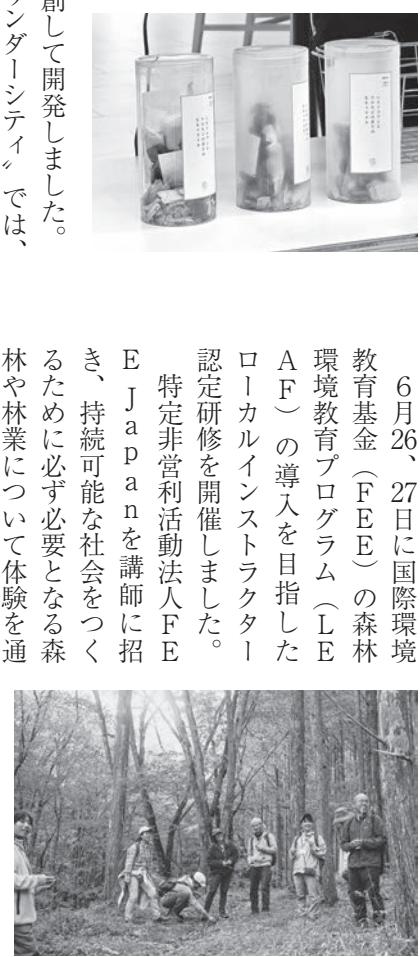


6月26、27日に国際環境教育基金（FEE）の森林環境教育プログラム（LEAF）の導入を目指したローカルインストラクター認定研修を開催しました。特定非営利活動法人FEA Japanを講師に招き、持続可能な社会をつくるために必ず必要となる森林や林業について体験を通じて考えるプログラムを学びました。

2日目には主体的に考え行動に移すことが出来るよう、野外で楽しく学ぶことから始まる6つのステップを踏まえ、きっかけを用意しても自分なりに判断する力を身につけるための実践を行いました。

「矢作川水源の森」で参加者1人1人が準備したプログラムを行い、対象年齢に応じた声のかけ方や実践内容の設定などについて指導いただきました。

今後、根羽村で行う森林環境学習手法として取り入れていきます。



国民健康保険加入者様へのお知らせ

今年度の国民健康保険税の税率

令和7年5月16日に開催された国民健康保険運営協議会において、今年度の国民健康保険保税について協議がされました。県の示す標準税率に少しずつ近づけるために税率を引き上げする答申がされ、6月議会で条例改正されました。

今年度の国保税率等は表のとおりです。

令和6年度国民健康保険税率表（前年度）

内訳	所得割	均等割	平等割
医療費分	3.60%	14,000円	13,200円
後期高齢者支援金分	1.78%	6,800円	6,600円
介護納付金分	1.78%	7,500円	7,000円



令和7年度国民健康保険税率表（今年度）

内訳	所得割	均等割	平等割
医療費分	3.96%	15,400円	14,500円
後期高齢者支援金分	1.96%	7,500円	7,300円
介護納付金分	1.96%	8,200円	7,700円

なお、国民健康保険税について県が試算することになったため、令和9年度を目処に県統一を目指したいとされています。根羽村の国保税率は、県内安く試算されています。今後は、県統一へと移行していくため、段階的に税率を上げざるを得ない状況となりますのでご承知置きください。

国民健康保険証の更新について

保険証の更新は8月1日です。

国民健康保険加入者で、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の登録をされておらず、資格確認証を受領していない方はお早めに役場住民課で受領をしてください。

なお、国民健康保険の加入義務者は世帯主とされています。世帯主の方におかれましては、保険に加入していない世帯員がいるかご確認いただき、保険に加入していない方につきましては、役場で国民健康保険の加入手続きをしてくださいようお願い申し上げます。

また、国民健康保険加入者と同居している75歳以上の後期高齢者の皆様の資格確認証は、国民健康保険加入者と一緒に役場にお取り置きさせていただきますので、ご承知おきいただき役場に取りき来ていただきくようにしていますのでご承知おきください。

マイナ保険証を利用されている方には、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）が送付されています。マイナ保険証が利用できない医療機関ではマイナ保険証と一緒に提示する必要がありますので、保管をお願いします。

ご不明な点等ありましたら、役場住民課へお問い合わせください。

司法書士による 空き家・空き地問題相談会

日時
令和7年9月23日（火）（秋分の日）
10時00分～16時00分

※相談無料、秘密は厳守します。

電話相談
※ご自宅からお電話で相談できます。
0120-448-788
(当日のみの専用番号です)

面談相談

会場…長野市生涯学習センター（TO-i-GO WEST）3階【第5、第6学習室】

【長野市大字鶴賀問御所町1271番地3】

※面談相談は事前予約優先です（予約なしでも相談をお受けしますが、予約状況によつては相談をお受けできない場合がございます）。

●予約電話番号

026-232-7492

相談例

- ・実家が空き家になつて困つてている。売る・貸す等は可能か。
- ・まだ空き家ではないが、家を継ぐ者がいなさい。どうなるのか。
- ・将来、空き家、空き地になる前に今のうちに出ることは何か。
- ・空き家を放置しておくと、固定資産税が上がるのか。
- ・近隣の土地が荒れ地になつているがどうしたらしいか。
- ・相続放棄をすると、どのような責任が残るか。
- ・聞いたが、どんな制度があるなど

介護保険について

介護を必要とする方の費用を給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度です。ご不明な点は役場住民課へお問い合わせください。

介護保険の対象者について

根羽村に住所のある40歳以上の方が根羽村の介護保険に加入することになり、介護保険料を納めていただいております。

介護保険料

◎ 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

会社などに勤めている方（会社等の健康保険加入者）は、健康保険料とあわせて毎月の給料から天引きされています。国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税に介護保険料が含まれて徴収されています。



◎ 65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳の誕生日を迎えた方は、誕生日の翌月から村へ直接納付するようになります。現金支払・口座振替（普通徴収）または、年金からの天引き（特別徴収）で徴収されています。

ただし、4月～6月に65歳の誕生日を迎える方は、6月に所得段階が確定し、毎月の保険料が計算され、7月から納付開始となります。

村が徴収する介護保険料には、仮算定と本算定があります。仮算定期間は前年並みの所得であると仮定して保険料を計算し徴収します。6月頃住民税が確定した段階で本算定を行い、実際の所得で保険料を計算し、6月までの徴収分を考慮して徴収します。

◎例 6/11誕生日で65歳を迎えたとき

6月から保険料発生（普通徴収）。

年額 $108,000 \div 12 \times 10$ か月分がこの年の保険料。翌月から徴収開始のため、保険料 $\div 9 =$ ひと月分の保険料で、端数は初月に徴収されます。

★上記の方が8段階の場合★

$$108,000 \div 12 \times 10 = 90,000$$

$$90,000 \div 9 = 10,000 \quad 10,000 \text{ 円が月額。}$$

※端数が生じる場合は初月に足して徴収



毎年7月に、『納入通知書兼決定通知書』もしくは、『特別徴収開始通知書』を送付します。通知書には、普通徴収なのか特別徴収なのか、自分が所得何段階なのか等、介護保険料のことが記載されており、よくご確認ください。

事業対象者、要支援・要介護認定について

介護サービス（通所介護・訪問介護等）を利用したい方は、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。新規申請、更新申請、区分変更申請があります。

まず、村に申請をしていただき、村の認定調査員が調査をおこない、村から主治医の先生に意見書の依頼をして、南信州広域連合において審査します。審査結果によって、要支援・要介護度が決定します。事業対象者は、総合事業の対象となる方です。

◎事業対象者

基本的には自立している方で、基本チェックリスト（25個の質問）に回答し該当した方が、要支援・要介護状態となることを予防するため、総合事業を利用可能。



◎要支援認定

要支援1～2。日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態の方で、介護予防サービスを利用可能。訪問・通所サービスや福祉用具のレンタル等がある。利用できないサービスあり。

◎要介護認定

要介護1～5。要介護5が一番重い介護状態。日常生活全般において誰かの介護が必要な状態の方で、介護サービスを利用可能。

介護度によって利用できるサービスが違うが、訪問・通所サービスや福祉用具レンタル等がある。また、施設入所サービスは要介護認定を受けている方が利用可能。施設によっては、介護度で入所できない場合がある。(要支援でも入所可能な施設もある)

介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証について

介護保険には3種類の証明書があります。

◎介護保険被保険者証

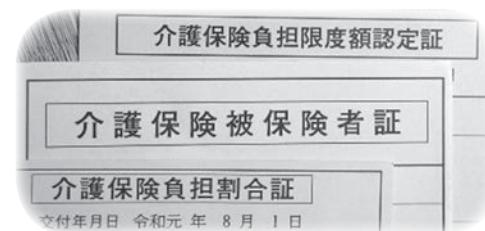
65歳以上の方へは全員にオレンジ色の介護保険証が配られます。

65歳に到達した翌月に三つ折り状態で送付いたします。

65歳以上の方の被保険者証は、左側の生年月日等の情報のみが記載されております。

認定を受けている方は、要介護状態区分等、生年月日等の情報のほかに、介護認定の状況等が記載されている保険証が配られます。

公的な証明書となるため、運転免許証など顔写真つき書類をお持ちでない方は、介護保険被保険者証ともう1つ公的な書類があれば、本人確認書類として利用することができます。



◎介護保険負担割合証（毎年更新）

事業対象者、要支援・要介護認定を受けた方がサービスを利用した際の利用者負担割合を決めるために、村から交付されるもので、前年の所得により決定し、7月中に更新・発送いたします。

所得によって、1割・2割・3割が記載されており、サービスを受けるときはサービス事業者に提示することで、利用者の費用が決まります。

◎介護保険限度額認定証（毎年更新）

本制度は、所得が低い方がショートステイを利用する際や、以下の施設へ入所・入院する際の食事、居住費を軽減する制度です。軽減を受けるためには、利用施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示する必要があります。

- ①特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（特養・地域密着特養）
- ②老人保健施設（老健）
- ③介護医療院（グループホーム、有料老人ホーム等は、対象となりません。）

更新該当の方には、7月中に書類を送付しております。



また、下記のとおり要件があります。

- ①本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること
- ②本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること
- ③記帳後の預貯金等の金額が基準額以下であること（段階により異なる）

なお、対象となる方でも申請がない場合、認定証は交付されませんのでご注意ください。

前年度に預貯金等金額が基準額以上で非該当となってしまった方も、翌年度は該当となる可能性がありますので、一度役場にご相談ください。

～保育所からのお知らせ～

保護者会作業で快適に

6月28日（土）、シルバー人材センターの方々のご協力のもと、保護者会作業を行いました。当日は暑さの厳しい中、プール掃除や園舎内外の清掃、草刈り・草取りなど、多岐にわたる作業を丁寧に進めていただきました。皆さまのおかげで、隅々まできれいになり、子どもたちが気持ちよく過ごせる環境が整いました。ご多用の中、ご参加・ご協力いただきました皆さんに、心より感謝申し上げます。



親子講演会を開催しました

6月28日（土）、保護者会作業終了後に、以上児の親子を対象とした親子講演会が開催されました。今回の講師は「防災ママかきつばた」の高木さん。防災ママかきつばたは、子育て中の母親たちが中心となり、防災の知識や備えについて学び合いながら、地域への啓発活動を行っている団体です。当日は、根羽村で想定される災害の種類や、家庭でできる備え、防災グッズの工夫など、日頃の生活に役立つ内容をご講演いただきました。講演後には、親子で凝固剤を使った保冷剤作りにも挑戦し、防災について楽しく学ぶことができ、防災の意識を高める、貴重な時間となりました。

南信州広域連合の文化芸術活動支援センターがオープンしました

○文化芸術活動支援センターとは

南信州地域の住民の皆さんがあれに音楽やダンス、美術など様々な文化芸術活動に取り組める場として南信州広域連合が設置した施設です。活動室のほかに陶芸や木工の設備等も併設しています。文化芸術活動やその次世代の担い手の育成のほかに、「部活動の地域移行」の場としてもご利用ください。



○利用のながれ

利用者登録 → 施設の予約（抽選・随時）→ 施設利用 → 使用料のお支払い

利用者登録と施設の予約は、インターネット又は書面で可能です。

使用料等についてはホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

○施設情報

- | | |
|----------|---|
| ★ 開館時間 | 9時～22時 |
| ★ 休館日 | 毎週水曜日／年末年始（12月29日～1月3日） |
| ★ 住所 | 飯田市上郷別府3338番地8 |
| ★ 電話 | 0265-48-6605 ★ FAX 0265-53-7155 |
| ★ ホームページ | https://bunka.minami.nagano.jp |



「残さず食べよう！30・10(さんまる・いちまる)運動」 宴会たべきりキャンペーン <飲食店・宿泊施設の皆さまへ>

宴会幹事の方や参加者の皆様に「残さず食べよう！30・10 運動」の声掛けにご協力をいただくようご説明願います。

呼びかけ例

【乾杯時】

- ①長野県では宴会での食品ロスを減らすため、「30・10（さんまる・いちまる）運動」を呼びかけています。
乾杯後の30分は席で料理を楽しみましょう。
- ②30・10（さんまる・いちまる）運動とは、乾杯後の30分とお開き前の10分は自席で料理をいただくことで、宴会時の食品ロスを減らす取組です。皆様、乾杯後の30分は自分の席で料理を楽しみ、食品ロス削減にご協力ください！

【お開き時】

宴もたけなわではございますが、そろそろお開きの時間が近づいてきました。残りの時間は自分の席に戻り、有るを尽くして残っている料理をいただきましょう。

✓ 料理の持ち帰りにご協力いただいている店（施設）におかれでは、お持ち帰りができる旨をお客様に積極的にお伝えいただきますようお願いします。

例) 当店（当施設）は、環境負荷を低減（食品ロスを削減）する取組に協力しています。

食べきれなかったお料理はお持ち帰りができます。

お持ち帰り用パックをご用意しておりますので、ご利用ください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県環境部資源循環推進課

令和8年4月採用の事務及び 土木職員を募集します。

根羽村が構成団体となっている「下伊那郡土木技術センター組合」では、一般行政職（事務職及び土木職）を募集いたします。詳しい内容については、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

下伊那郡土木技術センター組合（担当：大藏、原）

〒395-0034 飯田市追手町2-678（長野県飯田合同庁舎5階）

電話番号：0265-23-2542 Fax番号：0265-52-5884

根羽学園 PTA 魚釣り魚つかみ大会

夏休み前の7月19日(土)に「PTA 魚釣り魚つかみ大会」が行われました。天候にも恵まれ、計画どおり行うことができました。PTAの方に準備していただいた、たくさんの中を3つの池の中に放ち、魚つかみを満喫しました。川にも魚が放流され、魚釣りを楽しむ生徒もいました。PTAの方のご厚意で、その場でさばいて炭火で焼いて食べる経験もできました。今年はドラム缶風呂を作り、川で冷えた身体が温まって、皆気持ち良さそうに入っていました。多くの児童生徒、保護者の皆さんのが集まり、たいへん賑やかな楽しい時間になりました。



根羽杉を使用した『出生、結婚プレート 贈呈式』を行いました

令和3年度から始まった事業で、根羽村に住所があり、「婚姻届」もしくは「出生届」を提出した方を対象に、村から「ご結婚」と「お誕生」をお祝いする記念プレートを贈呈しています。

令和7年6月9日に、昨年度届出のあった結婚3組、出生1名の方々に、記念プレートを作成し、贈呈式を行いました。

今回の記念品は文字を彫るレーザー加工まで根羽村森林組合で制作した記念品になります。

皆さん、ご結婚、お誕生おめでとうございます。

今後も、ご結婚とお誕生の届出があった場合には、記念プレートを贈呈いたします。

